

下記の事業について、一般競争入札を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）第3条の規定に基づき公告する。

平成19年1月30日

静岡県知事 石川 嘉延

記

1 入札執行者

静岡県知事 石川 嘉延

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第5号

(2) 事業名

森地区新構想高等学校(仮称)PFI事業(以下「本事業」という。)

(3) 事業実施場所

周智郡森町森2000番地 他

周智郡森町森53番地 他

(4) 事業概要

事業者が実施する本事業の範囲は、次のとおりとする。

ア 施設の設計業務及び建設業務

イ 既存活用する施設の改修業務

ウ 産業教育等に供するための装置・備品等(以下「産業教育装置等」という。)の調達・設置業務

エ 既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務

オ 施設の所有権移転業務

カ 施設の維持管理業務

キ 運營業務(売店)

ク 既存施設の解体等業務

(5) 事業期間

この入札により締結する契約に係る静岡県議会の議決のあった日から平成42年3月31日まで。

(6) 入札方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札とする。

3 入札に参加する者(以下「応募者」という。)に必要な資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募者は、事業範囲に含まれる各業務を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とし、代表企業を定めるものとする。応募グループは、資格確認申請時に応募グループの代表企業名、構成員名及び協力会社(応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者)名を明記し、必ず代表企業が資格確認申請及び入札の手続を行うこと。

資格確認申請後の応募グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合に限り、構成員(代表企業を含む。)及び協力会社の変更を認める。なお、変更前の構成員等は、本事業にいかなる形でも参加することはできない。

構成員等の変更の承認基準は次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書提出後の事情変化で、個別企業が資格要件を喪失したことにより、当該グループが失格となってしまう場合には変更を認める。(具体例：指名停止、会社更生法・民事再生法の申し立て)

イ 応募グループの自己都合による変更は認めない。

ウ 入札参加資格確認申請書に記載した応募グループの構成員から協力会社への変更は認めない。

応募グループの構成員又は協力会社が他の応募グループを構成すること(協力会社を含む。)及び同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

なお、落札後、設計・建設業務(改修施設の改修含む。)及び既存施設の解体等業務の実施にあたり応募グループの構成員又は協力会社が共同企業体を構成して事業に当たることは可とする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。

ア 応募グループの構成員又は協力会社に共通の資格要件

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(イ) 入札参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定前までの間に、静岡県知事から下記に基づく指名停止を受けていないこと。

a 静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成元年8月29日付管第324号)

b 物品調達等及び一般業務委託に係る業者指名停止基準(平成18年3月30日付集用第103号)

c 庁舎等管理業務委託業者指名停止基準

(ウ) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

a 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

b 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

(エ) 入札参加資格確認申請書提出日の直前1年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(オ) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと。

a 本事業のアドバイザー業務に関与した者

中電技術コンサルタント株式会社 広島県広島市南区出汐2丁目3-30

あさひ・狛法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

株式会社清水地域経済研究センター 静岡県静岡市清水区相生町3番3号

b 関連会社とは、次の者をいう。

(a) アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(b) アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(c) 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(カ) 森地区新構想高等学校(仮称)整備事業者選考審査会(以下「審査会」という。)の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。

関連会社とは、次の者をいう。

- a 委員が属する企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- b 委員本人、委員が属する企業が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- c 代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者

イ 各業務に当たる者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、解体等及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の資格要件を満たしていること。

なお、建設業務に当たる者及びその関連会社が工事監理業務を行うことはできない。

(7) 設計業務に当たる者（改修施設の改修設計業務を含む。）

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- b 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。
- c 過去10年間において学校教育法で定める学校の施設の設計業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務）の実績を有すること。

(4) 建設業務のうち建築工事に当たる者（改修施設の改修工事を含む。）

- a 建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が885点以上であること。
- c 本工事に対応した監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

(9) 建設業務のうち土木工事に当たる者（改修施設の改修工事を含む。）

- a 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が1,040点以上であること。
- c 本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

(8) 建設業務のうち上記(4)(9)以外の建設工事（建設業法第2条第1項に規定する工事）に当たる者（改修施設の改修工事を含む。）

- a 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること。
- b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、電気工事については、電気工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が830点以上であり、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が830点以上であること。

(6) 工事監理業務に当たる者

- a 建築士法第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
 - b 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - c 過去10年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務又は工事監理業務(校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務又は工事監理業務)の実績を有すること。
- (ハ) 産業教育装置等の調達・設置業務に当たる者
- 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、当該物品ごとの営業種目(電子計算機、教育用機械器具、計測測定機械器具、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用機械器具、産業用電気機器等のいずれか)について競争入札参加資格を有する者であること。
- (ニ) 解体等業務に当たる者
- a 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業のいずれかに係る許可を受けた者であること。
 - b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事のいずれかに係る認定を受けていること。
- (ホ) 設備維持管理業務(修繕業務及び大規模修繕業務を除く。)に当たる者
- 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:4設備保守管理の細目の9番から30番までのいずれか)に登載があること。
- (ヘ) 環境衛生管理・清掃業務に当たる者
- a 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:4設備保守管理の細目の1番から8番までのいずれか)に登載があること。(環境衛生管理業務に当たる者)
 - b 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:2清掃)に登載があること。(清掃業務に当たる者)
- (コ) 保安警備業務に当たる者
- 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:1警備)に登載があること。
- (ク) 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者
- a 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けている者であること。
 - b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けていること。

ウ 応募グループの資格要件

資格審査(一次審査)における事業概要提案があらかじめ定める審査基準を満たしていること。

(3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出日とする。

なお、入札参加資格を有すると認められた応募グループの構成員等が、入札参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定前までの間に、資格要件を満たさなくなった場合には、県が構成員等の変更を承認した場合を除き、失格とする。

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成19年1月30日(火)から平成19年2月13日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階
静岡県教育委員会財務課
電話番号 054-221-3116

(3) 配布方法

上記(2)の配布場所において無料にて配布する。

5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 提出期間

平成19年3月2日(金)から平成19年3月13日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(郵送による場合は上記期間内必着)

(2) 提出場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階
静岡県教育委員会財務課
電話番号 054-221-3116

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。電送による提出は認めない。

6 入札手続等

(1) 入札書類の提出日時

平成19年6月13日(水) 午後1時30分 (郵送による場合は平成19年6月11日(月)必着)

(2) 入札書類の提出場所

静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁別館2階第3会議室A (郵送による場合は静岡県庁西館7階静岡県教育委員会財務課)
電話番号 054-221-3116

(3) 入札書類の提出方法

持参又は郵送とする。電送による入札は認めない。

(4) 入札書の開札日時

平成19年6月13日(水) 入札書類の提出確認後、直ちに行う。

(5) 入札書の開札場所

静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁別館2階第3会議室A
電話番号 054-221-3116

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を入札前までに県に納付することとする。ただし次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(イ) 入札参加者が、入札保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札書類の提出時にその入札保証保険契約に係る保険証券を県に提出した場合

(ロ) 応募グループの代表企業が、3(2)イ(イ)から(ロ)までのいずれかの者である場合

イ 契約保証金

事業者は、本件施設整備等費相当額及び当該額に係る5%相当額の合計額の10%に相当する金額以上の契約保証金を本契約の締結と同時に県に納付することとする。ただし、事業者は、契約保証金の納

付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の 80%が契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは静岡県知事が確実と認める社債又は静岡県知事が確実と認める金融機関（「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）の保証を差し入れることができる。また、事業者が、契約保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

なお、維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はない。

(7) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 所定の日時、場所に提出しない入札
- イ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- ウ 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- エ 入札書に記名押印がない入札
- オ 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- カ 代理人が 2 人以上の者の代理をしていた入札
- キ 入札者が同一の事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ク 無権代理人がした入札
- ケ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- コ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- サ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定方法

ア 資格審査

(ア) 参加資格要件審査

応募者の資格等が、入札参加資格要件を満たしているか審査する。資格不備の場合は、その入札参加者は失格とする。

(イ) 事業概要提案審査

応募者が提出した提案書を審査し、本事業に対する理解度及び基本的な考え方を審査する。提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す方法により得点化し、審査会において審査する。審査の結果、得点が審査基準点（60 点）を満たした者を合格とする。ただし、審査基準点を満たした者が多数ある場合は、さらにその中の上位者を合格者として絞り込む予定である。

審査基準点を満たした上位者でない者は失格とする。なお、資格審査合格者のみが提案評価に応募できるものとする。

イ 提案評価

(ア) 入札金額の確認

入札書に記載された入札金額（事業期間を通じて県が支払うサービス購入料の総額）が、県の設定した予定価格を超えていないことを確認する。入札金額が予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。

(イ) 基礎審査

提案書等に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を全て満たしていることを確認

する。要求水準書等の必要水準を満たしていない場合は、その入札参加者は失格とする。

(ウ) 総合審査

審査会は、提案書等に記載された内容について、落札者決定基準に示す「評価項目ごとの得点化方法」に従って評価・得点化し、得点の合計が最も高い提案を優秀提案として選考する。県は、審査会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(9) 契約書作成の要否 要

契約は、県議会の議決があったときに成立する。

7 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 手続において使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 入札等の実施に関する問い合わせ先

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

静岡県教育委員会財務課

電話番号 054-221-3116

ファックス 054-221-3571

e-mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

(4) その他

ア 本事業に係る事業契約は、静岡県議会の議決を要するものである。

イ 提出を受けた入札書類は返却しない。

8 落札者決定基準

(1) 資格審査（事業概要提案審査）

ア 評価区分と配点

(ア) PFI導入により県が事業者に対して期待する事項に対する考え方 70点

(イ) 重点テーマに関する考え方 30点

イ 得点化方法

評価区分を細分化した設問ごとに5段階で評価し、当該設問に定める配点に1.00を乗じたもの、0.75を乗じたもの、0.50を乗じたもの、0.25を乗じたもの及び0.00を乗じたものを、得点として付与する。

(2) 提案評価（総合審査）

ア 評価区分と配点

(ア) 設計業務に関する事項 33点

(イ) 建設業務、解体等業務及び改修業務に関する事項 10点

(ウ) 産業教育装置等の調達等に関する事項 2点

(エ) 維持管理業務に関する事項 10点

(オ) 運営業務及び事業計画全般に関する事項 15点

(カ) サービス購入料に関する事項 30点

イ 得点化方法

サービス購入料に関する事項を除き、評価区分を細分化した評価項目ごとに5段階で評価し、当該項目に定める配点に1.00を乗じたもの、0.75を乗じたもの、0.50を乗じたもの、0.25を乗じたもの及

び0.00 を乗じたものを、得点として付与する。サービス購入料に関する事項は、提案金額に応じて得点を付与する。

9 Contract Summary

(1) Subject matter of the contract

Design, construction, maintenance and operation of the New Concept High-School in the Mori Area of Shizuoka prefecture (provisional name).

Demolition of Mori Senior High-School and Shuchi Senior High-School.

(2) Application deadlines

For application form and other qualification documents:

From March 2nd (Fri), 2007 to March 13th (Tue), 2007.

(※ The reception desk will be open 9:00-12:00 and 13:00-17:00 .

Submission accepted both in person and by post.)

For tender documents:

a Direct applications should be made at 13:30 on June 13th (Wed), 2007.

b In the case of application by mail, the tender document should arrive by June 11th (Mon), 2007.

(3) Managing Authority

Financial Affairs Division of Shizuoka Prefectural Board of Education

Address: 9-6 Ohte-machi Aoi-ku Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, JAPAN (ZIP Code: 420-8601)

Tel: (054) 221-3116

E-mail: kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp